

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 課税物件表(第二条―第五条、第七条、第十二条関係)

番号	課税物件	
	物件名	定義
十一	省略	省略
十二	信託行為に関する契約書	1 信託行為に関する契約書には、信託証書を含むものとする。
	省略	課税標準及び税率 円 一通につき 二百
	省略	非課税物件 1   公益信託に関する法律(令和六年法律第   号)   第二条第   一項第   号(定義)   に規定する公益信託の信託行為に関する契約書(同法第六条(公益信託)の効力)の規定による行

別表第一 課税物件表(第二条―第五条、第七条、第十二条関係)

番号	課税物件	
	物件名	定義
十一	同上	同上
十二	同上	同上
	同上	同上
	同上	同上

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法 （平成十四年法律第四百十七号）第十	省略	文 書 名
	省略	作 成 者

十三	
十三	
十三	
十三	
十三	政庁の認 可又は同 法第二十 二条第一 項（公益 信託の併 合等の認 可）の規 定による 行政庁の 認可（併 合に係る ものに限 る。）を 受けた後 に作成さ れるもの に限る。

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

同上	同上	文 書 名
	同上	作 成 者

十三	
同上	
同上	
同上	
同上	

五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第十一号、第十三号、第十六号並びに第十七号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務に関する文書

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書

省略

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書

同上

国立研究開発法人情報通信研究機構

同上

<p>省略</p>	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書</p>	<p>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十四条第一項各号（業務の範囲）に掲げる業務に関する文書</p>	<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号（都市緑化支援機構の業務の特例）に掲げる業務として行う同法第十三条第一項（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）に規定する対象土地の買入れ及び同法第十四条第一項第四号に掲げる業務として行う同法第十三条第一項に規定する対象土地の譲渡並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第七十条第一号（支援機構の業務）に掲げる業務として行う同法第十七条の二第二項（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）に規定する対象土地の買入れ及び同法第七十条第四号に掲げる業務として行う同項に規定する対象土地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する</p>
<p>省略</p>	<p>脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p>	<p>都市緑化支援機構</p>	

<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>

契約書	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	省略	高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	省略
省略	省略	省略	社会保険診療報酬支払基金	省略

同上	同上	高齡者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	同上
同上	同上	同上	同上